



第1節 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造



1. 豊かな自然や生物多様性の保全

【現 状】

◆豊かな自然

本県は、北に周防灘、東は伊予灘、豊後水道及び日向灘の海域を臨み、西と南を英彦山系・津江山系、くじゅう山系及び祖母傾山系の山岳地帯に囲まれています。地形が複雑で山地が多く、平野は比較的少なく、県土の約7割が森林に覆われています。

山地では、広大な草原を山すそに持ち九州の屋根と呼ばれるくじゅう火山群や由布・鶴見火山群、修験・修業の山である英彦山、急峻な尾根の連なる祖母傾山系がその代表です。

これらの山地を流れ下る水流は、渓谷や瀬を刻み、山国川、大分川、大野川、筑後川、番匠川などの多くの河川となって豊富な水の恵みを私たちにもたらしめています。

海岸部は、北部は遠浅の周防灘、中央部は波穏やかな別府湾、南部はリアス式海岸の日豊海岸と変化に富んでいます。また、山地が海岸に迫っているなど特徴的な地形が気候にも影響し、比較的多くの気候区に分かれます。

このように地形・地質が複雑なうえ、気候も変化に富んでいることから、多様な植生分布がみられ、動物相も豊富です。

雨の多い英彦山系、津江山系ではスギの植林が古くから行われてきましたが、雨の少ない県北部の平野部のため池等には水生・湿地植物が群生し、ベッコウトンボも生息しており、駅館川上流域は特別天然記念物オオサンショウウオの九州唯一の自然繁殖地となっています。

国東半島や耶馬溪の岩上にはアカマツ林、断崖にはアラカシ林やイブキシモチケ群落があります。

県中部のくじゅう山系、由布岳・鶴見岳の山腹や谷にはミズナラ林やクマシデ林が、火山性高原にはススキ草原が発達しており、山頂部には、九州の火山に特有のミヤマキリシマが群生しています。また、坊ガツル湿原などの中間湿原が発達しており、ボランティア活動による保全が行われています。



ミヤマキリシマ



日豊海岸にはアコウ、ビロウなどの亜熱帯性植物やウバメガシ林、ハマビワ林などの暖地性植物がみられ、蒲江湾などの海中にはサンゴが群生し、沖黒島はカワウの繁殖地の南限となっています。県北部の遠浅の周防灘や県中央部の波穏やかな別府湾の干潟には、カブトガニやアオギスが生息しています。

また、県南部の海岸地域にみられる**付加体**^{*}や県北・県中部にみられる火山活動に由来する火山岩など、日本列島の形成過程で起きた地殻変動の証拠となる、学術的価値が高い貴重な地形・地質が多く存在しています。

玖珠地方や耶馬溪地方では溶岩台地や溶岩が浸食されて生じた奇岩が林立し、優れた景観をつくっています。

本県は、このような豊かな自然と生物多様性を利用して、農林水産業をはじめ多くの産業を発展させ、多様な気候や地理的特性のもとで地域色豊かな文化を育むなど、自然の恩恵を受けて生活を営んできました。

しかし、近年、国内外から持ち込まれた外来種や里地里山の荒廃、さらには、経済活動に伴う開発等、様々な要因により貴重な動植物の減少がみられるなど、豊かな自然と生物多様性を危うくする状況が認められます。

こうした中、2010（平成22）年に愛知県名古屋市で開催されたCOP10（生物多様性条約第10回締約国会議）において、生物多様性に関して国際社会が今後取り組むべき道筋である「戦略計画2011-2020」が採択され、この計画で掲げられた目標を達成するための具体的な行動目標として20の個別目標（「愛知目標」）が設定されました。国は、この「愛知目標」の達成に向けたロードマップとして「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めています。

本県でも、生物多様性の保全に係る対策を総合的に進めるため、平成23年3月に策定した「生物多様性おおい県戦略」を見直し「第2次生物多様性おおい県戦略（2016-2020）」を策定し、「愛知目標」の実現に向けた取組を進めます。

また、野生鳥獣は、生物多様性を確保するうえで、重要な役割を果たしてきました。

近年、一部の野生鳥獣が生息環境の変化により減少する一方、イノシシ、シカ等増えすぎた野生鳥獣による農林水産物被害が増加し、その対策が課題となっています。

このような現状から、本県における野生鳥獣の適正な保護・管理に資するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に定める、特定鳥獣管理計画や有害鳥獣捕獲許可基準等を盛り込んだ「第12次鳥獣保護管理計画（平成29～令和3年度）」に基づき、野生鳥獣の保護・管理と農林水産業の健全な発展を目指した鳥獣行政を推進しています。



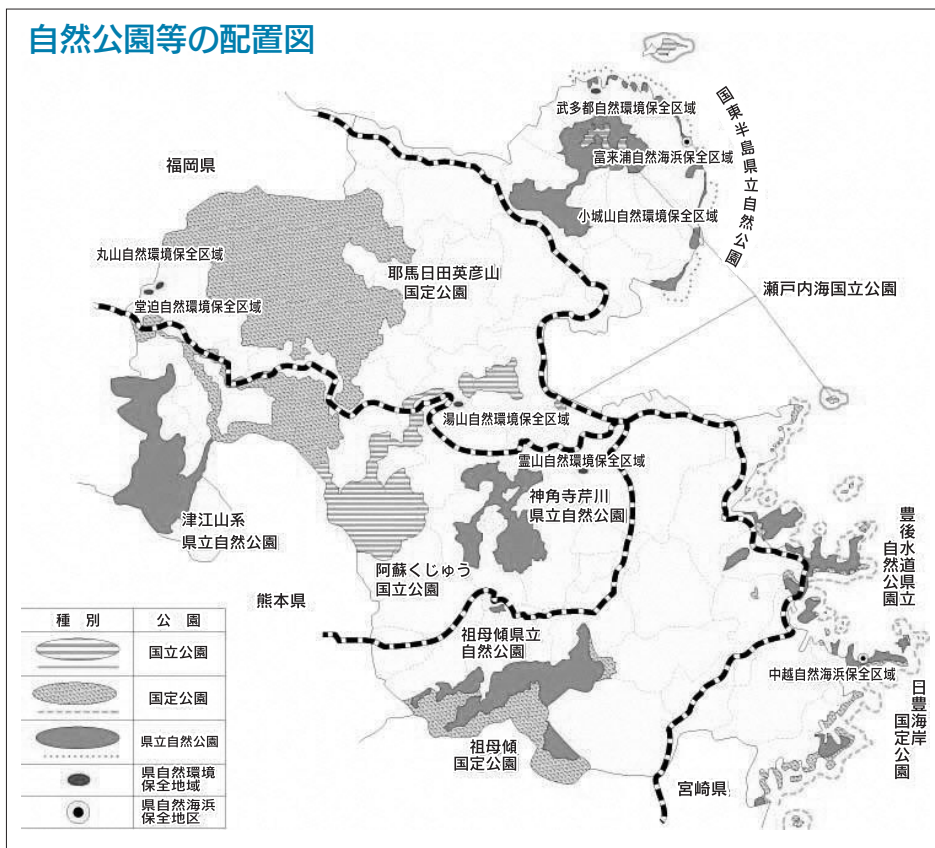
【大分県の絶滅のおそれのある野生生物「レッドデータブックおおいた2011」】

生物分類群	選定種 (絶滅危惧種)(A)	選定対象種 (B)	比率 (A/B)	生物分類群	選定種 (絶滅危惧種)(A)	選定対象種 (B)	比率 (A/B)
植 物				両生類	7	17	41.2%
シダ植物	101	360	28.1%	魚類	31	約160	19.4%
種子植物	652	2,739	23.8%	頭索類	1	約40	2.5%
蘇 苔 類	44	705	6.2%	昆虫類	183	8,020	2.3%
小 計	797	3,804	21.0%	クモ形類多足類等	67	約600	11.2%
動 物				大型水生甲殻類	19	約200	9.5%
哺 乳 類	21	44	47.7%	陸・淡水産貝類	74	223	33.2%
鳥 類	81	約470	17.2%	小 計	492	約9,796	5.0%
爬 虫 類	8	22	36.4%	合 計	1,289	約13,600	9.5%

◆自然公園*等

本県は、県土面積の約28%が自然公園に指定されるなど、豊かな自然環境に恵まれており、阿蘇くじゅう国立公園など2つの国立公園、耶馬日田英彦山国定公園など3つの国定公園、国東半島など5つの県立自然公園を合わせた面積は約17万4千haです。他にも、6つの地域を**自然環境保全地域***に、2つの地域を**自然海浜保全地区***にそれぞれ指定し、自然環境・景観を保全するとともに適正利用の推進を図っています。

また、自然公園の適正な保護及び利用の増進を図るため、自然公園を取り巻く社会環境等の変化に応じて公園区域や公園計画の見直しを行っています。



第1章
第2章
第3章
第4章
参考資料



自然公園の面積

(ha,%)

名 称	面 積
阿蘇くじゅう国立公園	18,310.0
瀬戸内海国立公園	2,933.0
小 計	21,243.0
耶馬日田英彦山国定公園	74,772.5
祖母傾国定公園	10,240.0
日豊海岸国定公園	4,293.8
小 計	89,306.3
国東半島県立自然公園	15,132.8
豊後水道県立自然公園	8,271.5
神角寺芹川県立自然公園	10,065.5
津江山系県立自然公園	16,246.0
祖母傾県立自然公園	14,124.0
小 計	63,839.8
合 計 (A)	174,389.1
県土面積 (B)	634,060.0
割 合 (A/B)	27.5

平成27年10月1日現在

自然環境保全地域指定状況

(ha)

名 称	面 積	うち 特別地区
大分県武多都自然環境保全地域	3.3	1.8
大分県小城山自然環境保全地域	3.36	1.62
大分県霊山自然環境保全地域	2.8	2.8
大分県湯山自然環境保全地域	3.9	3.9
大分県丸山自然環境保全地域	1.7	1.7
大分県堂迫自然環境保全地域	1.1	1.1

平成27年10月1日現在

自然海浜保全地区指定状況

(m)

名 称	海岸線延長
富来浦自然海浜保全地区	約1,000
中越自然海浜保全地区	約 500

平成27年10月1日現在

◆自然景観

本県は、山岳、森林、草原、湿原、河川、海岸等の豊かな自然に恵まれており、生物多様性が豊かな地域である祖母・傾・大崩ユネスコエコパークや、姫島村や豊後大野市のジオパークに代表される学術的にも価値の高い地形・地質が多く存在するなど、個性的な自然景観の宝庫です。草原では人の手により野焼きが行われ、目に鮮やかな緑に覆われた大地がつけられており、別府市の内成棚田など急峻な地形を利用した棚田は、人の暮らしから生まれた美しい風景です。また、**世界農業遺産**^{*}に認定された国東半島・宇佐地域では、豊かな農林産物と生態系をもたらすクヌギ林とため池による循環型農林業が行われています。

このように、本県の自然景観は、恵まれた自然のみならず、それを素材として、先人から綿々と受け継がれてきた私たちの営みから創られたものでもあります。

しかし、経済社会の変化とともに地域の開発が進み、守るべき景観が損なわれようとしています。地方から都市部に人が流出し、これまで自然景観を守ってきた集落の機能の維持が困難な状況にある今、この傾向はさらに強まるおそれがあります。

近年では、再生可能エネルギーの導入が促進され、豊かな自然が残る地域においても新たな開発が計画されつつあります。中でも、大規模な太陽光発電や風力発電は、立地によっては自然環境や景観を損ねる可能性があります。

◆森林保全

本県の森林面積は、平成28年度末において、約45万3千haで、県土の71%を占めており、そのうちの89%は民有林です。民有林においては、人工林が52%、天然林が39%、竹林等が9%となっています。戦後復興期の乱伐により荒廃した森林の復旧や、昭和40年代から50年代前半にかけての拡大造林の推進により、現在では、民有林のスギ蓄積量が全国第6位となるなど、国内有数の林業県となっています。



森林は、循環型資源である木材等を生産する経済的な機能のほかに、水源の涵養、災害の防止・県土の保全、環境保全などの多様な機能を持っています。特に、近年は二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止に果たす役割が注目されています。これら森林が持つ多面的機能を高度に発揮させるために、地域の森林の実情を踏まえ、多様な視点から適正に管理していくことが大切です。

県では、間伐や再造林などを促進するとともに、森林を県民共通の財産としてとらえ、県民一人ひとりが森林を支えていく「県民総参加の森林づくり」を推進しています。

また、水源の涵養等公益上特に重要な機能を果たしている森林を**保安林***に指定（森林面積の36%にあたる16万3千ha）しており、伐採等に制限を加えるなど森林の保全に努めています。

さらに、次世代を担う子どもたちに対して森林環境教育を推進するために、「県民の森」等の森林環境教育に適したフィールドを確保するとともに、特別保護樹木・樹林など、貴重な樹木、森林についての活用と保全活動を推進しています。

◆自然とのふれあい

本県は、森林、草原、河川等の豊かな自然が存在し、展望地、休憩地、歩道等の利用施設が整備され、多くの人々が観光、登山、ドライブ、海水浴、自然観察会等を通して、自然に親しんでいます。

また、近年ではユネスコエコパークや日本ジオパーク、世界農業遺産への認定等を契機として、改めて本県の豊かな自然や自然からの恩恵について見つめ直そうとする機運が高まっています。観光ツアーや教育活動などを通じて、自然を楽しみながら、地域の自然環境やそこで生まれた歴史・文化等について学ぶといった、自然との新たなふれあい方も注目されています。

しかし、自然とのふれあいの機会が増えることにより、貴重な動植物の捕獲・採取やごみの放置など、自然を傷つける行為も見られます。誰もが自然に親しみ、自然にふれる機会を多く持つように、利用者一人ひとりが自然を守る意識を高めることが必要となっています。

【課題】

- 県民共有の財産である豊かな自然を将来に継承するため、県民が誇れる優れた自然景観を保全する必要があります。
- 原生的な状態が残り、学術的価値が高いなど、特に嚴重な保全が必要な地域や、それに準じた地域を保護していく必要があります。
- 優れた自然が残る地域を開発から守るため、長期的な保全のための仕組みづくりが必要です。
- 土地利用にあたっては、地形・地質の特性に応じた環境保全対策を講じるとともに、地域の環境を適正に保持する必要があります。
- 太陽光発電所などの再生可能エネルギーの導入にあたっては、自然環境や生活環境、生物多様性などへの影響だけでなく、景観や文化財など地域の特性に配慮した事業となるよう指導を行う必要があります。
- 開発や経済活動による**自然植生***、野生動植物への影響を極力防止し、豊かで多様な生態系を保全する必要があります。



- 絶滅のおそれのある種や特定の環境でしか見られない動植物の保護のための施策を講じる必要があります。
- 国外及び国内外来種による在来種の生息環境の悪化や、外来種と在来種の交雑による遺伝的かく乱を防ぎ、健全な生態系を維持、回復するため、外来種を防除する必要があります。
- 生物多様性を確保するとともに、農林水産物に対する被害を軽減するため、イノシシ、シカ等生息頭数が増えすぎた野生鳥獣については、特定鳥獣管理計画に基づき、適正な管理を行う必要があります。
- 鳥獣保護について県民の理解と協力を得るため、愛鳥週間行事等を通じ鳥獣保護思想の普及に努める必要があります。
- 多くの県民が自然への理解を深め、地域の自然保護の担い手となるよう、環境保全活動への参加を促進していく必要があります。
- 自然を守り、育てるためには、専門性が高く、熱意や機動力があり、自然観察会や保全活動など地域に根ざした活動を行っているNPO*との協働を推進する必要があります。
- 農林業従事者の減少や高齢化などにより荒廃が進む中山間地域の森林や農地、ため池等を、生物多様性や国土の保全、水源涵養、身近な自然とのふれあい等、多面的機能を有する地域として再生・保全管理していく必要があります。
- 森林が有する木材生産や水源涵養などの多面的機能を維持・保全するため、地形や経済性等に応じて適切な森林整備を行う必要があります。
- 水源涵養や土砂流出の防止などの公益的機能を特に求められる森林については、保安林への指定等により適切な森林管理を行う必要があります。
- 森林の保健休養や環境教育・学習の場等としての機能に対する県民のニーズに応じて、休養施設や森林教育・レクリエーション施設等の整備を行う必要があります。
- 水産動植物をはじめ、多様な生物の生息・生育場所として重要である藻場*や干潟を保全する必要があります。
- 癒やしやふれあい、レクリエーションの場として、水辺空間の活用が求められています。
- 自然海岸の減少、汀線^{ていせん}の変化及び陸域・海域由来のごみによる沿岸海域の環境悪化がみられることから、海岸環境の保全を図る必要があります。
- 人と自然の関わりにおいて、自然環境に負荷をかける可能性や、豪雨や落雷、危険な生きものとの遭遇などの危険性について、県民に啓発する必要があります。
- 自然志向が高まり、多くの人々がハイキング、キャンプ、トレッキングなどを通して自然のフィールドを利用するなか、植物の採取やごみの放置など自然を傷つける行為も後を絶たないため、利用者の自然を守る意識を高める必要があります。
- ユネスコエコパークや日本ジオパーク、世界農業遺産など多様な地域資源の保全と活用を図るとともに、持続可能な取組となるよう支援する必要があります。



【これからの主な取組】

(1)自然公園等の保護・保全

①自然公園の保護

- 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく規制や指導を徹底し、自然公園の優れた風致景観の保護に努めます。
- 自然公園指導員の適正配置を推進し、自然公園の適正利用、動植物の保護、美化清掃、事故防止等についての普及啓発に努めるほか、自然保護活動を行うNPOと協働し生物多様性の保全を図ります。

②自然環境保全地域の保全

- 自然環境保全法及び自然環境保全条例に基づく規制や指導を徹底し、自然環境保全地域の優れた自然の保護・保全に努めます。

③自然海浜保全地区の保全

- 自然海浜保全地区条例に基づく規制や指導を徹底し、自然海浜保全地区の優れた自然の保護・保全に努めます。

指標項目	単位	基準年	現状	目標
		H26	H30	R6
自然公園指導員の委嘱数	人	78	80	79

(2)自然景観の保全と活用

①優れた自然景観の保全

- 優れた自然景観を呈する地域は、自然公園や自然環境保全地域、自然海浜保全地区、**沿道景観保全地区、沿道環境美化地区***、天然記念物等に指定し、適正な規制や指導に努めます。
- 市町村が景観法に基づく**景観行政団体***となり、景観計画を策定することで、地域の特色ある自然景観の保全と創出が図られるよう支援を行います。
- 優れた自然景観を呈する地域における適正な土地利用を誘導し、自然災害の防止を図ります。
- 太陽光発電所などの再生可能エネルギーの導入にあたっては、環境影響評価法や条例及び各種のガイドライン等に基づき、自然環境や生活環境、生物多様性などへの影響だけでなく、景観や文化財など地域の特性に配慮した事業となるよう指導します。

②無秩序な土地利用の抑制

- 採石法に基づき、岩石の採取に伴う災害の防止を図るため、必要な指導を行うとともに、周辺の自然環境と調和のとれた採掘方法や採掘跡地の緑化などの指導に努めます。
- 自然公園の区域や希少野生動植物、温泉の分布などの環境情報を広く提供することにより、地域の環境に配慮した土地利用になるよう努めます。



- 森林法に基づく林地開発の申請については、地元と環境の保全に関する協定を締結する等の指導を行うとともに、土砂の流出や崩壊を発生させるおそれがないかなど、慎重かつ適正に審査します。

③優れた自然景観の活用の推進

- 展望台や散策路の整備など、自然景観とふれあい、親しみ、適正に利用するための施設づくりを推進します。

指標項目	単位	基準年	現状	目標
		H26	H30	R6
景観行政団体	団体	12	16	18

③多様な生態系の保全

①野生動植物との共生と保護体制の整備

- 「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、希少な野生動植物を保護し、その生息・生育環境を保全するため、モニタリングやNPOとの協働の推進など、保護管理体制の充実強化を進めます。
- 自然環境の基礎的データの整備、蓄積により、自然環境の変化を適切に捉え、希少な野生動植物が生息・生育する特に保全が必要な地域の選定をはじめ、新たな保護施策の取組につなげていきます。
- 鳥獣の保護を図るため、「鳥獣保護区^{*}」を指定するとともに、保護区域内に鳥獣の生息地を保護するため「特別保護地区」を指定します。
- 傷病鳥獣の治療と野生復帰に向け、大分県獣医師会等の協力のもと、傷病鳥獣保護制度の取組を継続します。

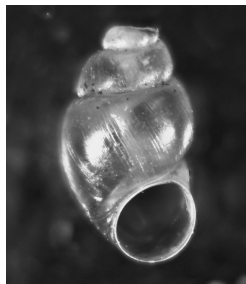
②野生動植物の生息・生育環境の保全及び生態系ネットワークの維持・形成

- 希少野生動植物の行動域や繁殖地をはじめ、渡り鳥の飛来地、水生生物が生息する水辺、自然植生の分布地域やその周辺地域など、野生動植物の種の存続に重要な地域とそこで育まれる豊かな生態系の保全に努めます。
- 開発事業の実施にあたっては、事前調査を十分に実施し、生態系の保全に配慮するとともに、在来種による生息・生育空間(ビオトープ^{*})の復元や創出が図られるように努めます。
- 「大分県環境教育等行動計画」等に生物多様性の意義等を位置づけるなど、森、里、川、海等保全すべき自然環境や自然条件を有している地域・生態系を有機的につなぎ、動植物の生息・生育環境が孤立しないような生物多様性の維持・形成に努めます。
- 生息数の増加により、農作物等への被害や生態系への影響が大きくなっている野生鳥獣については、適正な個体数管理を行い、人と鳥獣との共生に向け取り組みます。
- イノシシ、シカ等の野生鳥獣による農作物等への被害を防ぐため、集落ぐるみで対策に取り組む「集落環境対策」、防護柵の設置による「予防対策」、個体数調整のための「捕獲対策」等の取組を支援します。



③絶滅のおそれのある野生動植物の保護

- 「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」により、絶滅のおそれのある種や、特定の環境でのみ生息・生育している種の保護対策の充実を図ります。
- 指定希少野生動植物の生息・生育状況等についてモニタリングを行い、適正な保全につなげていきます。
- 特別天然記念物カモシカに関しては、生息状況の詳細な実態把握と今後の保護管理の資料を得ることを目的として、通常調査及び特別調査を実施します。
- 絶滅のおそれのある県内の野生動植物の現状について調査し、「レッドデータブックおおいの2011」の見直しを行います。



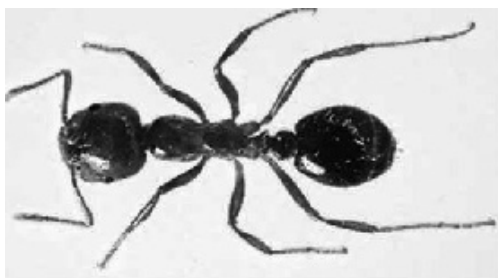
オンセンミズゴマツボ（大分県絶滅危惧ⅠA類）



ヒゴタイ（大分県指定希少野生動植物）

④特定外来種の防除

- 自然環境への影響が大きい国外及び国内外来種の生息・生育状況を把握し、市町村やNPO等と連携して効果的な防除に努めます。特に、絶滅のおそれのある種への影響が懸念される地域については、重点的な防除に努めます。
- セアカゴケグモやヒアリ、アライグマ、オオキンケイギク、オオハングウソウなど、生態系や人の生命・身体や農林水産業へ被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある外来種については、積極的な防除に努めるとともに、ホームページなどを活用して種ごとの情報を県民に広く情報提供します。
- アライグマによる農作物等への被害を防ぐため、関係市町との連携により捕獲活動を実施し、個体数の削減を図ります。



ヒアリ



アライグマ

⑤生物多様性を支える基盤づくり

- 生物多様性の価値とその保全の必要性について県民の理解を深め、保全活動への積極的な参加を促すなど、「第2次生物多様性おおいの県戦略（2016-2020）」等を踏まえ、長期的及び継続的な取組を進めます。



- 生物多様性への理解、関心を深めるため、身近な生きものとふれあう自然観察会など、県民が自然に親しむ機会を提供します。
- 農林水産関係者をはじめ各産業従事者に対し、**GAP***認証や環境保全型農業など食料生産と生物多様性を両立する優良取組事例を紹介することで生物多様性保全への理解を促進します。
- 将来の世代に豊かな生物多様性の恵みを引き継ぐためには、生物多様性の重要性を一人ひとりが理解し、主体的に行動することが大切であり、そのための環境教育・学習を積極的に推進します。
- 生物多様性に関する一般的な情報とともに、地域ごとの課題や保全の実践活動等の情報を県民に発信し、また、情報交換や交流の機会を提供するなど、生物多様性保全の活動を促進する体制の整備を図ります。
- 生物多様性保全活動を行うNPOの交流の促進や、ネットワークの形成により、様々な主体が協働して行う希少野生動植物の保護活動や自然観察会等、生物多様性保全の取組を推進します。
- 県民、NPO、事業者、行政などが、適切な役割分担のもと、生物多様性の保全に関する取組に自主的に参加できるような仕組みの構築や自然環境の保全に配慮した社会資本の整備など、それぞれの取組を推進するために必要な基盤づくりを行います。
- 法的規制等が無い又は弱い地域にある生物の多様性豊かな自然環境が保たれた場所を「**おおいの重要な自然共生地域**」として選定し、公表します。
- 県内の貴重な自然史標本の散逸、損害等を防止するため、自然史標本庫において標本の収集を図ります。

⑥調査研究の推進

- 野生動植物の生息・生育状況等に関する学術調査を実施し、生物多様性の保全に関する調査研究を推進します。

指標項目	単位	基準年	現状	目標
		H26	H30	R6
NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数	件	80	90	100
鳥獣保護区特別保護地区の面積	ha	548	658	658

(4)森林の保全

①森林の保全・整備と適正利用の推進

- 原生的な森林地域を自然環境保全地域に指定するなど、野生動植物の生息・生育する豊かな森林の保全に努めます。
- 地域森林計画に基づき、多様な森林整備を推進します。
- スギ・ヒノキを可能な限り植栽して人工林を増やしてきた従来の拡大造林施策を見直し、木材生産を効率的に行える林地かどうかを判断し、木材生産機能を重視する森林を「**生産林***」、公益的機能を重視する森林を「**環境林**」に区分し、目的に応じた森林に誘導して



いきます。

- 「県民の森」等において、県民が自然体験や環境学習の場として利用できる森林を整備します。

②森林の公益的機能の維持・増進

- 保安林の適正な管理や、荒廃した森林における治山施設の整備、森林経営管理制度の適切な運用の促進などにより、森林が有する公益的機能の維持・増進を図ります。
- 森林法に基づく林地開発の申請については、地元と環境の保全に関する協定を締結する等の指導を行うとともに、土砂の流出や崩壊を発生させるおそれがないかなど、慎重かつ適正に審査します。



間伐による森林が有する多面的機能の高度発揮



水源の森百選

③森林環境税^{*}の税収の有効利用

- 森林環境税を活用し、県民生活と自然環境を守る森林づくりや森林資源の循環利用による地域活性化、森林環境教育や森林ボランティア活動の促進等に取り組み、自然豊かな大分の魅力を育む持続可能な森林づくりを推進します。

指標項目	単位	基準年	現状	目標
		H26	H30	R6
災害に強い森林づくり実施面積(単年)	ha	-	36	25
低コスト再造林面積	ha	466	838	980

(5)水辺の保全

①河川環境の保全

- 多様な動植物の生息・生育場所として優れた自然が残されている溪流や湖沼などの保全に努めます。
- 河川の整備にあたっては、多様な動植物の生息・生育環境を確保し、親水機能に配慮した多自然川づくり^{*}などの取組を推進します。

②海岸・沿岸環境の保全

- 海岸の整備にあたっては、国土の保全と併せて、野生動植物・水生生物などの生態系に配慮するとともに、親水機能を考慮し、うるおいのある海辺空間の創出に努めます。
- 漁港区域等の水質浄化を通じて、漁村の生活環境の改善と海岸環境の保全に努めます。



- 水産資源として重要な動植物をはじめ、多様な生物の生息・生育場所として重要な藻場や干潟などの保全に努めます。

⑥自然とのふれあいの推進と適正な利用

①ふれあいの機会づくり

- 森林、草原、河川、干潟等様々なフィールドにおける自然観察会や体験学習会など自然とのふれあいの機会の充実を図るとともに、指導的役割を担う人材の養成や指導者相互のネットワークづくりを促進します。
- 自然観察会や保全活動を行っているNPOとの協働を推進します。
- グリーンツーリズム*等により都市と農山漁村との交流の促進に努めます。

②公共施設の整備促進

- 地域の自然環境、利用状況等を踏まえつつ、歩道、駐車場、公衆便所、野営場等の整備に努めます。

③普及啓発の推進

- 自然に対する正しい理解と深い認識を培い、モラルの向上を図るため、環境意識の普及啓発に努めます。
- 内水面漁業振興フォーラム等の開催を通じて、自然環境の保全に関する啓発活動に努めます。

④ユネスコエコパーク、日本ジオパーク、世界農業遺産などの地域資源を活用した地域振興の推進

- ユネスコエコパークや日本ジオパーク、世界農業遺産等を活用した教育・学習活動等を通じて、地域資源の保全意識の醸成や地域の魅力の再発見につなげる取組を推進します。
- これらの地域資源を支える人材の育成のため、地域の自然や文化等を紹介するガイドの養成やスキルアップを図ります。
- 地域の自然環境や歴史・文化など多様な地域資源を活用したジオツーリズム*を推進します。
- ユネスコエコパークや日本ジオパーク、世界農業遺産等の情報発信を推進するとともに、受入れ態勢の充実・強化を図ります。
- 宮崎県と連携したユネスコエコパークや日本ジオパーク、世界農業遺産等を活用した広域的な地域づくりを促進します。

指標項目	単位	基準年	現状	目標
		H26	H30	R6
ジオガイドの活動回数	回	14	128	180



おおいた姫島ジオパーク（観音崎）



おおいた豊後大野ジオパーク（原尻の滝）



祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク（祖母山）



世界農業遺産中学生サミットでの学習成果の発表

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料



2. 快適な地域環境の保全と創造

【現 状】

◆生活空間

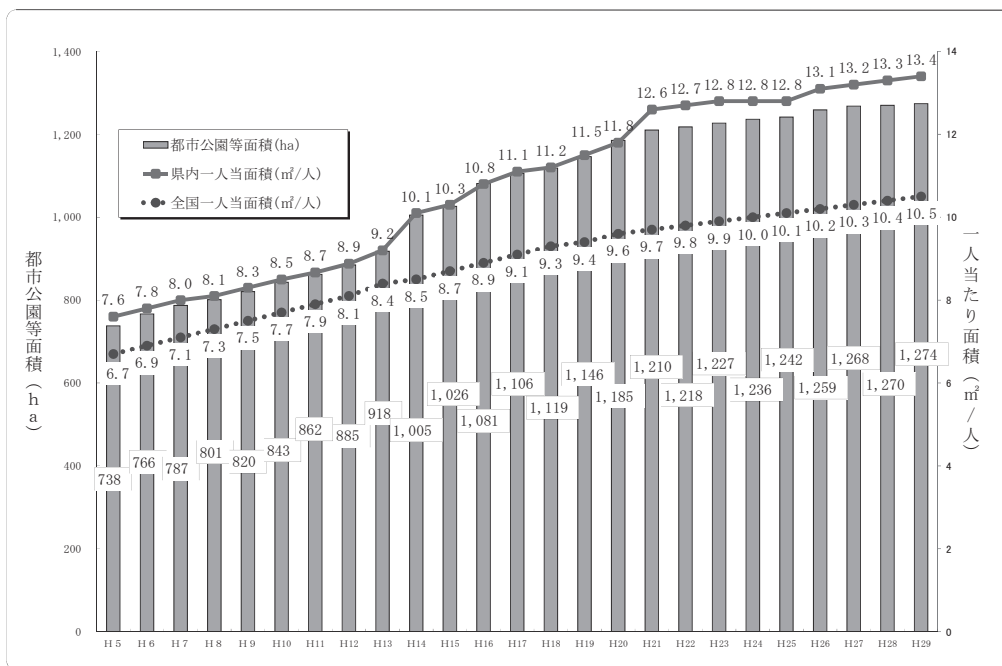
本県では、都市の緑と空間を確保し、都市のうるおいの創出、自然とのふれあいの推進、コミュニティの場の形成や災害時の避難地の確保等のため都市公園の整備を推進しています。また、都市計画区域外の農山漁村地域においても、スポーツ、文化、コミュニティ活動の拠点となる特定地区公園（カントリーパーク）が整備されています。

平成29年度末現在、約1,274haが整備され、1人当たりの都市公園等面積は13.4㎡となっています。

道路は、交通機能のほかに散策や憩いなどの休息空間としての機能、街路樹による景観機能や延焼防止空間としての防災機能、さらに西海道や参勤道など歴史・文化的な空間としての機能など、幅広い分野に及ぶ様々な機能を持っており、快適でうるおいのある道路空間の創出等の取組が行われています。

また、河川沿い、干潟、沿岸部の親水空間も、人々のふれあいの場、環境教育の場としての大きな機能を有しており、多自然川づくりなどを推進しています。

【都市公園等面積及び一人当たり都市公園等面積】



※一人当たり面積は、市町村合併によりH21から分母にカントリーパーク所在旧町村人口を含めない。

◆都市景観

本県には、近代的な建築物を有し、駅周辺総合整備事業により新たに生まれ変わった大分市、日本一の湧出量を誇る温泉観光都市の別府市、貴重な文化財や歴史的街並みが数多く残されている城下町杵築市や竹田市、天領として長い歴史を持つ日田市、南蛮文化の香りを現在に伝える臼杵市など、地域の人々が長い歴史の積み重ねの中で築いてきた独自の文化を持つ個性豊かな都市が形成され、独特の都市景観が形成されています。



しかし、これらの都市も、近年の急激な都市化の進展や開発により、周囲の自然環境と人工構造物との不調和、街並みの不ぞろい、違法な屋外広告物などの景観上の問題が数多く生じています。

個性的でゆとりのある美しい街並みを創出し、やすらぎのある快適な都市景観を形成していくためには、地域の自然的、社会的、歴史的、文化的特性と調和した景観形成を進めることが求められています。



竹田のまちなみ

◆緑

本県は、古くは「豊の国」と言われ、緑深い山、美しい海岸、澄んだ川、恵み豊かな里などの天然自然に恵まれていましたが、経済活動の高まりとともに都市部へ人が集中し、その生活を支えるために沿岸の埋め立てや森林の開発が進むなど、加速度的に緑が失われていきました。

そこで、市街地やその周辺地域に分布する自然緑地の乱開発や虫くい開発を防止するため、これらの地域を緑地として保全するとともに、鎮守の森に代表される貴重な森林や地域住民が昔から慣れ親しんできた老樹、名木を特別保護樹木や特別保護樹林に指定し、後世にかけがえのない財産として引き継ぐため、保全を図っています。

◆農山漁村

本県の農山漁村は、四季折々に異なる豊かな自然空間が広がるとともに、棚田の持つすばらしい田園風景など、日本の原風景とも言われる美しい景観に恵まれています。また、農山漁村地域を取り巻く自然環境は、水源の涵養、土壌侵食及び土砂崩壊防止、水質浄化、保健休養の場の提供、生態系の維持など、県民生活において重要な公益的機能を担っています。

◆文化財

本県には、古墳や磨崖仏といった史跡や、名勝、動植物等の天然記念物、また、棚田や里山など地域における人々の生活・生業や地域の風土により形成された景観地である文化的景観など、自然環境と一体となった文化財が数多く存在しています。平成30年度現在、927件の文化財が国・県の指定・選定を受けていますが、このうち記念物（史跡・名勝・天然記念物）や重要文化的景観は267件を数え、人間の営みと自然とを結びつける貴重な文化遺産として保存活用されています。



代表的なものとして、亀塚古墳や岡城跡をはじめ白杵磨崖仏などの史跡や、豊かな自然景観を呈する名勝耶馬溪、あるいは大船山のミヤマキリシマ群落、くじゅう火山群のイヌワシ、宇佐市院内町のオオサンショウウオ、高崎山のサル生息地、祖母傾山系のカモシカといった天然記念物、また、古の人々の生活・生業とともに形成されてきた田染荘小崎の農村景観などがあります。

文化財件数

(平成31年3月31日)

国指定の文化財		県指定の文化財		合計
重要文化財（国宝4件含む）	87	有形文化財	496	583
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	13	17
重要無形民俗文化財	7	無形民俗文化財	47	54
史跡（特別史跡1含む）	42	史跡	107	149
名勝	6	名勝	7	13
天然記念物（特別天然記念物2含む）	24	天然記念物	78	102
重要伝統的建造物群保存地区（選定）	2			2
重要文化的景観（選定）	3			3
選定保存技術	0	選定保存技術	1	1
合計	176	合計	751	927

【課題】

- 地域の特性を生かした優れた都市景観の創出や保全が必要です。
- 都市における自然的環境と共生できる土地利用が重要です。
- 地域の自然的・文化的特性を生かしたうおいのある都市空間づくりを推進する必要があります。
- 良好な景観を形成し、風致を維持するため、街並み景観と不調和な屋外広告物の規制や整理が必要です。
- 過疎化や高齢化による農林水産業の生産活動の低迷により、農地、森林、海浜の有する多面的機能の維持が危惧されていることから、県民と協働してこれらの維持・保全活動に取り組む必要があります。
- 地域の歴史や自然を代表する優れた文化財を保護・保存し、次世代へ継承することが必要です。
- 本県の文化財を広く県民が活用し、身近に接することができるよう周辺環境の整備や情報整備を推進する必要があります。
- 地域住民が一体となって文化財の保存・活用を図るとともに、文化財愛護思想を高めることが望まれます。



【これからの主な取組】

(1) ゆとりある生活空間の保全と創造

① 都市公園の整備の推進

- 都市における緑とオープンスペースの確保を図るとともに、都市住民のふれあい、余暇活動の場を提供するため、憩いやレクリエーションの場となる地域の特性を生かした都市公園、緑地等の計画的な整備や、良好な都市環境の形成を促進し、緑豊かな生活環境の創出を図ります。

② 道路空間の整備の推進

- 良好な景観を形成する道路緑化は沿道状況などを勘案して行うこととし、加えて適切な維持管理に努めます。
- 道路の線形や構造、色彩、植栽の種類等が地域の街並みや自然、歴史・文化に調和するよう配慮しながら、うるおいのある道づくりを推進します。

③ 多様な生活空間の保全の推進

- 鎮守の森や寺院の境内、広場などの地域住民の憩いの場、交流の場として活用されている多様な生活空間の保全に努めます。

指標項目	単位	基準年	現状	目標
		H26	H30	R6
1人あたりの都市公園面積	m ² /人	13.1	13.4 (H29)	13.6 (R5)

(2) 美しい景観の形成

① 調和のとれた美しい景観の形成

- 優れた景観を保全し、魅力ある景観づくりを推進するため、緑化や周辺環境と調和した建築物の設置などについての普及啓発に努めます。
- 展望阻害樹木の伐採等による優れた景観の創出・再生を促進します。
- 屋外広告物について、良好な景観を形成し、また風致を維持するため、適正な設置の指導に努めます。
- 市街地の整備において、周辺環境と調和のとれた良好な市街地の形成に努めます。
- 漁港、海岸等の清掃活動を推進し、沿岸環境の保全と快適な生活環境の確保に努めます。
- ごみのポイ捨てや放置自転車、落書きをなくし、美しい景観の維持に努めます。
- 農業の営みの中で創り出された棚田や田園風景などの農村景観の保全に努めます。

② 景観保全及び環境美化の普及啓発

- 身近な道路、河川、海岸、公園などの清掃活動、生け垣づくり、花いっぱい運動などの環境美化活動を推進し、快適な生活環境の確保に努めます。
- セミナーの開催等を通じ、良好な景観形成に関する機運の醸成を図ります。



③身近な緑の保全と創造

①身近な緑の保全

- 社会資本整備にあたっては、周辺の自然環境に配慮しながら、在来種を使った植栽や動植物の生息・生育環境（ビオトープ）の保全・創出に取り組みます。
- 市街地やその周辺の自然・緑地を緑化地域等に指定するなどし、環境緑地の保全を図ります。
- 都市における公園・緑地等の計画的な配置を促進し、都市の緑の保全に努めます。
- 貴重な樹木・樹林を特別保護樹木・樹林に指定し、保全を図ります。
- 遊休化した農地については、土地基盤を整備し担い手等への集積を図るほか、市民農園、体験農園等としての活用を進め、緑の復元に努めます。
- ほ場、農道等の整備にあたっては、周囲の緑との調和を図るように努めます。

②緑豊かな環境づくり

- 周辺景観や生活環境に配慮するため、公共施設の緑化を計画的に推進します。
- 公共用緑化樹の生産により緑化用樹木の計画的な供給を図ります。
- 良好な都市環境の形成を図るため、公園・緑地等の計画的な配置を促進し、都市の緑の整備を促進します。
- 社寺林や屋敷林の保全、建築物の敷地（屋上を含む。）の緑化を推進します。

③県民総参加の^{もり}森林づくりの推進

- 森林とその整備の重要性についての県民理解を深めるため、豊かな国の森づくり大会や、次世代の森づくりを担う「みどりの少年団」の育成、NPOや企業などによる森林ボランティア活動の拡大等を推進します。



豊かな国の森づくり大会（植樹祭の開催）

指標項目	単位	基準年	現状	目標
		H26	H30	R6
森林ボランティア活動への参加者数	人	12,902	13,219	13,700



(4)身近な水辺の創造

①河川、海岸等における親水空間の確保

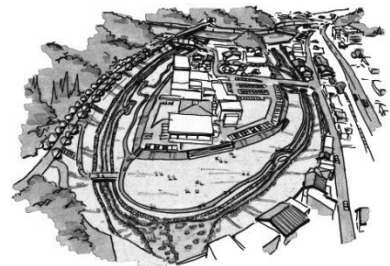
- 地域住民が散策や野外レクリエーションを行える憩いの場など生物多様性や周辺景観に配慮した水辺空間の創造に努めます。
- 河川、溪流、湖沼、海岸、港湾、ダム等の整備においては、生物多様性や周辺景観に配慮しながら、水辺の自然に親しみ、憩うことのできる水と緑豊かな親水空間の確保に努めます。



河川での環境学習会



親水空間イメージ（竹田市芹川）



親水空間イメージ（竹田市玉来川）

②農業用水利施設における水辺の確保

- 農業用水路、ため池等の農業用水利施設においては、周囲の環境との調和を図りつつ整備を進め、憩いとやすらぎの場としての保全に努めます。

③都市における水辺の確保

- 都市において、都市住民が水と緑豊かな潤いのある生活を送ることができるよう、緑地を整備するとともに、生物多様性に配慮しながら養浜等により海浜などを創出し、親水空間の確保に努めます。

指標項目	単位	基準年	現状	目標
		H26	H30	R6
人工海浜の箇所数	箇所	5	5	7

(5)農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生

①農地の適切な管理・保全

- 農地の適切な管理・保全を進めるため、担い手の確保・育成を推進します。
- 多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度*などの活用による農地や水路、里山の適正管理を推進します。
- 地域の実情に応じた整備手法により棚田等の維持・保全を図ります。
- 地域住民やNPOなどとの協働による景観・生態系・生産基盤の保全活動の啓発に努めます。

②森林の適切な管理・保全

- 地形や経済性等に応じ森林を「生産林」と「環境林」へ区分し、それぞれに適した森林の



整備を推進します。

- 災害の発生が懸念される溪流沿い等の人工林を伐採し、自然植生の導入による広葉樹林化を図るなど災害に強い森林づくりを推進します。

③豊かで生産力のある沿岸環境づくり

- 豊かで生産力のある沿岸環境を維持・向上させるため、内湾漁場での**海底耕うん・堆積物除去***などによる藻場や干潟の保全・再生を図ります。

指標項目	単位	基準年	現状	目標
		H26	H30	R6
多面的機能支払交付金制度事業計画認定面積	ha	20,514	24,000	28,000
中山間地域等直接支払制度協定締結面積	ha	16,065	15,877	16,100
漁場再生面積	ha	20,975	37,322	38,682

⑥文化遺産（文化財）の保存・活用・継承

①文化財の保存・管理の推進

- 県内各地に埋もれた文化財の実態を把握し新たな指定等に取り組むとともに、史跡、名勝、天然記念物など歴史的・学術的に価値の高い文化財の保存・管理に努めます。
- 農業の営みの中で築造された、ため池や水路橋などの歴史的農業水利施設の保全に努めます。
- 棚田や里山など人と自然との関わりの中で造り出された文化的景観の保全に努めます。
- 開発事業の実施にあたっては、埋蔵文化財の取扱いについて事前に十分な調整を図り、重要な遺跡については、その保護に努めます。
- 大気汚染や酸性雨など環境汚染が歴史的建造物や石造文化財等に及ぼす影響について調査研究し、それらの保存・管理に努めます。

②文化財を活用したまちづくりの推進

- 中世荘園村落遺跡などの歴史的・文化的な遺産を保存し、都市住民との交流を通じて農村の歴史・生活・伝統が息づく地域づくりを推進します。
- 地域に残る歴史的・文化的遺産の保存、修復に努めるとともに、これらを積極的に活用して、周辺環境と調和した歴史的・文化的な雰囲気のあるまちづくりを推進します。
- 地域にある文化財や伝統文化に関する積極的な情報発信を通じて、次代を担う子どもたちが文化財や伝統文化に対する理解を深め、地域を愛し、その環境を守ろうとする



田染荘小崎の農村景観・夕日岩屋からの眺望



意識の醸成を図ります。

- 地域で継承されてきた伝統行事への県民の参加を促進するなど、地域の文化財や伝統を大切にする県民意識の醸成を通して活力あるまちづくりを目指します。



名勝 耶馬溪・古羅漢の景

③文化財を活用した施設の取組の推進

- 文化遺産の保存の拠点となる県立歴史博物館、県立先哲史料館、県立埋蔵文化財センターの充実を図り、県民が文化財にふれあう機会の創出に努めます。
- 歴史的・文化的遺産としての役割や価値、保存・活用・継承の重要性等について、普及啓発活動を推進します。

指標項目	単位	基準年	現状	目標
		H26	H30	R6
国・県指定文化財数	件	894	927	945
県立歴史博物館・県立先哲史料館・ 県立埋蔵文化財センターの利用者数	千人	101	125	143



3. 温泉資源の保護と適正利用の推進

【現 状】

「日本一のおんせん県」である本県は、豊富な温泉資源に恵まれており、平成29年度末の源泉総数は、4,418個、湧出量は279,549 L／分とともに全国第1位となっています。また、地熱発電についても、日本の発電実績の約42%にあたる約88万MWhの発電が行われており、全国第1位となっています。

温泉は浴用のほか、施設園芸、養魚等の産業面でも幅広く利用されています。また、エネルギー源としても注目されており、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の創設により、小規模地熱発電を目的とした温泉利用が急増しています。

【全国の状況】

●源泉総数の上位5都道府県

	都道府県名	源泉総数(個)	全国合計に占める比率%
1	大分県	4,418	16.2
2	鹿児島県	2,753	10.1
3	静岡県	2,249	8.2
4	北海道	2,139	7.8
5	熊本県	1,346	4.9
	全国合計	27,297	100.0

●湧出量と動力揚湯量合計の上位5都道府県

	都道府県名	合計量(L/分)	全国合計に占める比率%
1	大分県	279,549	11.0
2	北海道	210,055	7.9
3	鹿児島県	157,989	6.2
4	青森県	144,874	5.7
5	熊本県	131,224	5.2
	全国合計	2,546,813	100.0

※出典：平成29年度温泉利用状況（環境省）による。

【大分県の状況】

●源泉総数の上位5市町村

	市町村名	源泉総数(個)	県合計に占める比率%
1	別府市	2,288	51.8
2	由布市	972	22.0
3	九重町	411	9.3
4	大分市	243	5.5
5	日田市	155	3.5
	県合計	4,418	100.0

●湧出量と動力揚湯量合計の上位5市町村

	市町村名	合計量(L/分)	県合計に占める比率%
1	別府市	87,550	31.3
2	九重町	84,509	30.2
3	由布市	50,699	18.1
4	大分市	16,771	6.0
5	日田市	14,153	5.1
	県合計	279,549	100.0

※出典：平成29年度温泉利用状況報告書（大分県）による。

【地熱発電の状況】

●地熱発電の上位5都道府県

	都道府県名	発電実績(1,000kWh)	全国合計に占める比率%
1	大分県	878,955	42.0
2	秋田県	466,633	22.3
3	岩手県	276,380	13.2
4	鹿児島県	243,207	11.6
5	北海道	117,239	5.6
	全国合計	2,090,524	100.0

※出典：平成29年度電力調査統計（経済産業省）による。



【課題】

- 特別保護地域や保護地域内でも泉温の低下などが生じ、温泉資源の衰退化の兆候が見られる地域が現れてきています。
- 湯けむり景観を生み出す噴気・沸騰泉などの高温泉が多数あることが本県の特徴ですが、浴用に適しない高温の温泉熱エネルギーの多段階・多目的利用を推進していく必要があります。
- 地熱開発をはじめとする新規の温泉開発においては、温泉資源の保護や地域の環境保全に関する合意形成を図るなど、地域に配慮した開発が求められています。
- 平成26年7月に温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意事項に係る基準が改訂されたことから、温泉利用者に適切な情報を提供していく必要があります。
- 長寿社会の到来、余暇時間の増大、健康に対する関心の高まりなどを背景とする利用者のニーズに対応した温泉地の育成が求められています。
- 急増する地熱開発や温泉付随ガスへの対策強化など新たな課題も含め、計画的に取組を進める必要があります。

【これからの主な取組】

(1)温泉資源の保護

①温泉資源の保護

- 温泉の新規掘削の制限や特別保護地域内での規制強化など、温泉法に基づく規制や指導を徹底し、「おんせん県おおいた」を支える温泉資源の保護に努めます。
- 温泉資源衰退化の兆候が見られる別府市において、温泉資源量調査を実施し、地域規制の見直し等を含めた、新たな保護対策を検討します。
- 主要温泉地に加え、周辺の地熱開発有望地域でも湧出量などの**モニタリング***調査を実施し、温泉資源の衰退化を未然に防止するため、観測体制を強化します。
- 「おおいた温泉基本計画」に基づき、有限である温泉資源の適正な保護と持続可能な温泉利用の両立を図ります。



温泉の成分分析



②温泉資源の有効利用の推進

- 限りある貴重な温泉資源を有効利用し、保護を図るため、泉源の湧出状況や利用実態を把握します。
- 地熱発電を目的とした温泉開発にあたっては、市町村と連携し、地域と共生した開発を促進します。

指標項目	単位	基準年	現状	目標
		H26	H30	R6
モニタリングを行う源泉数	個	16	33	35

(2)多目的利用と温泉地づくり

①多段階・多目的利用の推進

- 浴用に適しない高温の温泉熱エネルギーの活用を図るため、既存の温泉を活用した温泉熱発電や施設暖房等の多段階利用を推進します。
- エネルギーとしての温泉を利用した施設園芸、養魚、ヒートポンプなど、温泉の多目的利用を推進します。

②調査研究の推進

- 温泉の湧出メカニズムや温泉が心身に与える影響などについて、地球科学、医学等の見地から調査研究を推進します。
- 県民の温泉に対する理解を深めていくため、調査研究の成果をわかりやすくまとめ情報発信していきます。

③特性に応じた温泉地づくり

- 都市化の進展、余暇時間の増大等を背景にした自然志向や健康志向の高まりなど、多様化する利用者のニーズに対応するため、自然景観、街並み、歴史など地域の魅力を生かした温泉地を育成します。
- 多様な泉質に由来する様々な効用や地域の古くからの湯治文化を生かし、温泉療養や健康増進に向けた温泉利用を推進します。
- 湯の花小屋や湯けむり等の景観、豊富な泉質を背景とする湯巡りや飲泉など、観光資源としての温泉利用を推進し、地域で継承されてきた温泉文化を守る活動を推進します。
- 温泉利用者の健康保護のため、公共利用施設の実態調査等を実施し、泉質や成分揭示の徹底を推進します。



既存の温泉井を活用した発電施設